

学校の部活動に係る活動方針

令和4年12月改定

スポーツ庁・文化庁作成、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)に基づく

1 学校経営方策にかかる共通確認事項

子どもたち一人ひとりの「秘めたる力」を見つけ出すと共に活躍の場の創出及び豊かな心の育成を図る。(教職員と保護者、地域関係者等が力を合わせる。)

2 部活動の考え方

本校の運動部、文化系部、クラブチーム、ダンススクール、エイサー等地域活動も大義的に捉える。(本校生徒が活躍している場면을重視 → 生涯学習の観点から部活動生のみの呼びかけ等は違和感があるため)。ただし顧問会の摘要は当面校内の部活動のみとする。

3 部活動等の良い点と改善点

(1) 良い点

- ①運動部活動は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を支えてきた。
- ②体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きい。

(2) 改善点(現状の課題)

少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題も増え、運動部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にある。

4 寄宮中部活動の基本方針について

将来において、生徒が各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として運動部活動を持続可能なものとするためには、運動部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む必要がある。

- (1) 部活動は、教育活動の一環であるという前提で指導する。
- (2) 顧問、副顧問、部活動協力者、部員・保護者が連絡を密にしながら大人も子どもも加重負担にならないように共通理解のもとで、協力体制を確立していく。
- (3) 生徒と教師、生徒と生徒の共感的人間関係の構築を図る。
- (4) 部活動を通し、スポーツ精神を養いつつ、いかなる場所においても恥じない生活態度、マナーが身につくように指導する。
- (5) 家庭生活、学校・学級生活においては、自主的・自発的に活動に参加して他の生徒の模範となるように指導する。
- (6) 部活動顧問(副顧問含む)は、教職員の了解のもと校長が委嘱する。
- (7) 外部指導者及び部活動指導員は、学校長の承認を得て中体連への登録を行う。

5 重点実施事項について

(1) 「時を守り、場を清め、礼を正す (TBR運動)」の充実

教育学者：森信三先生の提唱した職場再建の3原則

【時を守り】

時間を守る→相手を尊重する→自分が信用される。

具体的実践：予定の開始5分前に姿勢を正し、心を静め、開始を待つこと

【場を清め】

掃除をすること→5K 「気づく」「心を磨く」「謙虚になれる」「感動する心」「感謝の心」

具体的実践：毎日、人のために尽くす。ゴミを拾う 一つ拾えば一つだけきれいになる。

【礼を正す】

挨拶をすること、返事をする、挨拶→相手に心を開く→人間関係が良好になる。

具体的実践：挨拶は、人より先に相手が聞こえる大きな声で！

相手が気持ちよくなる挨拶をする。「おはようございます！」

呼ばれたら「ハイ！」→返事をすれば人間関係がよくなる

具体的実践：呼ばれたら、相手が聞こえる大きな声で、相手の気持ちがよくなる返事をする

打てば響くような「ハイ！」

(2) 適切な活動時間 活動日数は、MAX週5日まで

① 日曜休みパターン 月火木金土

② 土曜休みパターン 月火木金日

③ 土日休みパターン 月火木金

④ 週3日パターン 月火木 火木金 平日2+土日のうち1

⑤ 週2日パターン 月火 火木 火金 木金 平日1+土日のうち1

⑥ 週1日

※ 毎月第3日曜は活動停止日、土日に大会の場合は、原則翌日の月曜日を休息日とする

(3) 活動時間：平日90分～120分まで 休日2～3時間まで

短時間で成果を出す効果的な練習を！

(4) 水曜日は部活動休養日 (生徒の自己有用感、自治能力を高める活躍の場創出)

※ノー部活デー＝ノー残業デー

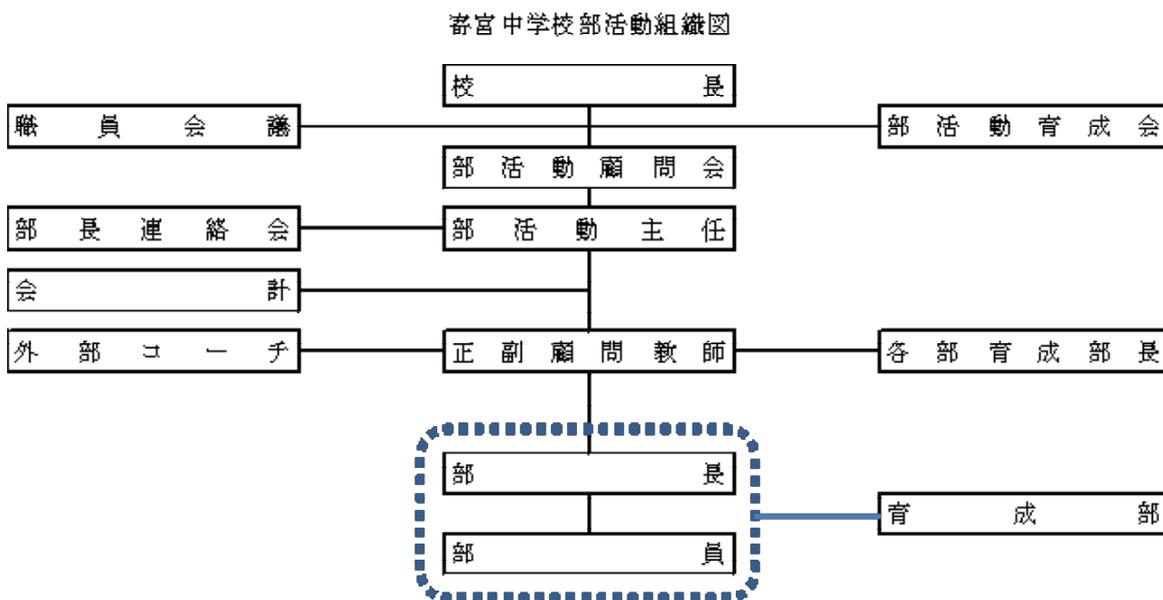
※夏休みや秋休み等の長期休業日は弾力的に運用する。

(5) 早朝練習や時間延長は、必要に応じて認めるが両方を同日に行うことはできない。

※TBR運動+学力推進に係る実践が条件

6 部活動の組織

(1) 下記の通りの部を設置する。



今年度活動する部は次の通りとする。

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| ① 男子バスケットボール | ② 女子バスケットボール部 | ③ 男子バレーボール部 |
| ④ 女子バレーボール部 | ⑤ 男子ソフトテニス | ⑥ 女子ソフトテニス |
| ⑦ 男子バドミントン部 | ⑧ 女子バドミントン部 | ⑨ サッカー部 |
| ⑩ 剣道部 | ⑪ 野球部 | ⑫ 吹奏楽部 |
| ⑬ 美術部 | | |
- (その他・中体連競技種目)
- ① 卓球 ② 空手 ③ 水泳 ④ 柔道 ⑤ 陸上・駅伝
- (※陸上・駅伝は、担当・副顧問が協力して行う)**

(2) 部活動指導は部活動指導員が配置されるまでは、本校の教諭で担当し、学校長が委嘱する。

(3) 部活動を円滑に行うために係り及び連絡会を置く。

①教師の係

部活動主任	1名
会計	1名
各部指導教師 (顧問1名、副顧問1～2名)	
外部コーチ、部活動指導員 (校長に委嘱された期間)	

②生徒の係

部長会議議長・副議長	各1名
部長会議記録	1名
各部の部長・副部长	各部毎に各1名

③保護者の係

部活動育成会、会長 (1名)・副会長 (2名)
各部保護者代表 (保護者会会長・副会長)

④部の継続・新設・廃止に関しては、部活動教師及び生徒の実態や活動の状況等について職員会議で検討し、決定する。

7 部活動計画

(1) 活動日

- ①活動日は月曜日～金曜日とする。水曜日を休養日と設定する。但し、特別な事情がある場合は、学校長の許可を得て活動することができる。その場合、別の日を休息日とする。
- ②土・日曜日、祝祭日は原則として活動は行わない。ただし、顧問教師の指導の元での活動であればその限りではない。土日のどちらか1日を休息日としなければならない。
※土日に大会の場合は、原則翌日の月曜日を休息日とする
- ③第3日曜日（家庭の日）の活動は行わない。
- ④春・夏・秋・冬期休暇中の練習は部活動顧問会をもって計画立案し、学校長の許可を得て活動する。
- ⑤原則としてテスト1週間前から練習は行わない。
(部活動顧問会をもって計画立案する場合もある)
※4教科（技能教科）はテスト休みを3日前からとする。（土日も含む）
- ⑥活動日及び活動時間以外に活動する場合は、各保護者からの「承諾書」と「許可願い書」をもって校長の許可を得る。顧問は、「承諾書」と「許可願い書」を教頭に提出する
- 練習時間を延長する場合（練習時間延長願い書）※延長時間は原則30分以内とする。
- 部活動延長練習は、中体連・中文連主催・共催の大会1ヶ月前から申請できるものとする。
- 早朝練習を行う場合（早朝練習許可願い書）
- テスト期間中に練習を行う場合（停止期間中練習許可願い書）※大会2週間前から。

(2) 活動時間

①1日の活動時間

（夏季）4月～10月	午後6時45分終了	下校完了	午後7時
（冬季）11月～1月	午後6時00分終了	下校完了	午後6時15分
（春季）2月～3月	午後6時15分終了	下校完了	午後6時30分

- ②活動の時間については学級活動、生徒会活動の時間を優先する。なお、時間を守らない部については、活動停止もありうる。

8 部活動費（年間活動費）

- (1) 部活動費は原則として加入者負担とし年間活動費を徴収するが、活動の一部をPTAからの補助により補う。（活動費の徴収詳細は以下の通り）

- ①1・2年生（年間） 5,000円
- ②3年生（年間） 3,000円

※部活動費の10%は部活動運営費となり、90%が各部活動の部費となる。

- ③途中入部者はその時点から月額500円を徴収する。
- ④退部者への払い戻しはしない。
- ⑤途中で部活動を変更する場合は、前部活動から新部活動へ徴収金を移行する。
(その際の残りの活動費は月額300円を目安とする)

(2) 部活動費納入方法

- ①部活動への入部時に、部活動顧問へ納入する。（原則として保護者が納入すること）
- ②未納者の生徒は5月中旬までに部活動顧問に納入する。

(3) 部活動補助費について

PTAからの補助を受けて活動を行う（年間チーム登録料・大会参加費・派遣費の一部）

(4) 大会参加費及び派遣費について

- ①県内（本島）大会の参加費及び派遣費については、部活動育成補助費を充てる。

②離島及び県外大会への参加及び派遣については別途予算とする。

9 大会参加について

- (1) 対外試合は部を主体にチームを編成して出場する。但し、出場回数については、指導教師連絡会において検討して校長の許可を得る。
- (2) 教育委員会または、教育団体が主催及び共催する競技については参加する。競技団体主催の大会については、指導者連絡会において検討して校長の許可を得る。
- (3) 県外派遣については、職員会議で検討してPTA会長及び校長と調整し決定する。

10 活動場所について

原則として本校内とする。なお、練習試合等を行う場合は、部活動指導員が配置されるまでは、必ず指導教師が引率することを条件とする。

11 指導教師がいない部は活動を中止する。但し、副顧問や隣の部の指導者にお願いして活動することができる。

12 部の編成手順

- (1) 部活動実施要項の作成及び検討
- (2) 部活動顧問教師及び生徒の入部希望調査
※全職員に希望調査をとり、教職員の了解のもと校長が委嘱する。
- (3) 入部手続きを行う。
入部手続きは生徒・保護者・教師三者の話し合い（三者合同会議）を持って、入部許可願いを提出し完了する。

13 部活動の年度は、部活動結成会の日から終業の日までとする。

14 休日等に合宿訓練を行う場合は、指導教師・生徒・保護者の三者連絡会を持って計画立案し、学校長の許可を得て実施する。

15 入・退部及び休部手続き等について

- (1) 入部を希望する生徒は、入部届けに記入押印の上、担任の確認印をもらい、部活動指導師から提出し許可を受ける。
- (2) 4月1日より部活動結成会の日までは部員生全員仮入部である。
- (3) 退部及び休部を希望する生徒は、指導教師や担任と相談し、退部・休部届け用紙に記入印の上指導教師に提出し許可を得る。
- (4) 生活態度、出席状況が著しく悪い生徒は退部させる場合もあり得る。
(指導教師は、学級担任に連絡し、保護者へ通知する)

16 指導教師の基本的な指導姿勢

- (1) 生徒の人権・人格及び自主性を尊重する。
- (2) 生徒の発達段階を考慮し、バランスのとれた生活や成長を期した休養日・練習時間の設定を心がける。
- (3) 勝利至上主義に陥らないようにする。
- (4) 絶対に体罰をしないという高い意識をもって指導する。
- (5) 副顧問や外部指導者などと役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- (6) 結果だけでなく過程を大切に、生徒達の努力を進んで賞賛する。

17 一事徹底事項

(1) 重点実施事項について

「時を守り、場を清め、礼を正す（TBR運動）」の充実

18 部活動の心得

- (1) 顧問（指導教師）の指導ならびに、他の先生方の指導を素直に受ける。
- (2) 部長は常に顧問（指導教師）と連絡を取り、午前中に練習の有無を確認する。練習や練習試合などは、相談のうえ決定する。
- (3) 活動の際は、常に安全に気を配って活動する。
- (4) 体調不良で保健室休養した生徒は、部活動に参加しない。
- (5) 生徒同士でミーティングを行う場合、事前に顧問（指導教師）から話す内容・方法の指導を仰いで行う。
- (6) 学習態度や服装・身なりをきちんと整えるとともに、時間にけじめをつける。
- (7) 先生方や来客への挨拶は気持ちよく行い、言葉づかいには十分に気をつける。
- (8) 動作を機敏にして、登下校の時間を厳守し、寄り道などは絶対にしない。
- (9) 「買い食い」は理由の如何に関わらず絶対にしない。（必要以外の金銭を持たない）
- (10) 部活動で使用している場所は、毎日清掃片付けを行い、学習用具などは絶対に置かない。（使用した道具類の後片付けも責任を持って行うこと。）
- (11) 家庭や学級での役割を自覚し、積極的に協力して行動する。（部活動はその後に行う。）
- (12) 休日においては、部活動に合った服装で登校する（自転車での登校は絶対にしない。）
- (13) 部活動生への放送がある場合は、ただちに活動をやめ、放送に注目する。
- (14) 部活動内で、トラブルが発生した場合には、必ず顧問又は他の先生に伝える。
- (15) いつでも寄宮中学校の生徒として、誇りと自信を持って行動する。

19 体育館及び武道場の使用心得

- (1) 学校行事があるときは使用しない。
- (2) 土足厳禁
- (3) 館内での活動は体育館専用の靴を使用し、運動着を着用する。
- (4) 用具はていねいに扱い、使用後はきちんと片付ける。
- (5) 体育館使用後は清掃をし、清掃用具の後始末や戸締まりを厳重にする。
- (6) 各部更衣室、部活動で使用している場所は毎日清掃片づけを行う。
- (7) 製氷機を使用したあとは、すぐに施錠し、鍵を返却する。

20 運動場の使用について

- (1) 学校行事があるときは使用しない。
- (2) 雨天時の使用は禁止する。
- (3) 雨天時や運動場がぬかるんでいる時は、横断することも遠慮する習慣を身につけ、授業に支障がないよう配慮する。
- (4) 安全面については特に配慮する。
- (5) 用具はていねいに扱い、使用後はきちんと片付ける。
- (6) 各部更衣室、部活動で使用している場所は毎日清掃片づけを行う。

21 事故発生時の処置

- (1) 傷病者に対して、精神的な安堵感を与えると同時に、誠意を持って事故処置にあたる。
- (2) 判断や処置については細心の注意を払って、手早く処置し、実施可能な応急処置を行う。
- (3) 傷病者の程度によっては、救急車、保護者、校長、その他関係者に連絡し治療処置の対策を行う。事故があった際は、すぐに職員室へ連絡する。(管理職へ報告)
- (4) 事故発生に関する状況をもとに、その問題点を明確にして、反省と改善について共通理解をはかり、今後同様の事故が発生しないよう安全管理と対策を徹底する。
- (5) 事後処理に関することは、三者(学校、保護者、生徒)の共通理解のもとで処理し、責任は三者で負う。

22 部活動副顧問の役割

- (1) 各競技大会において応援参加に協力する。
- (2) 大会や練習試合において顧問(指導教師)が参加できない場合には、引率指導に参加する。
- (3) 父母会に参加し、部の運営に協力する。
- (4) 顧問が所用で不在の時は、副顧問が生徒を管理・下校させる。
- (5) 空手など、部活動以外の大会引率を行う。

23 地区陸上・地区駅伝の取組み

- (1) 地区陸上及び地区駅伝の監督・コーチは、6月に行われる夏季総体前に、職員の役割分担や大まかな日程表を作成し、企画委員会にかけて、職員会議で全職員と確認する。
- (2) 監督・コーチが部活動顧問の場合は、副顧問に部活動を指導できる職員を配置するよう配慮する。ただし、外部コーチがいる部活動はその限りではない。
- (3) 各顧問は、自分の部の生徒が候補選手に選ばれた場合は、地区陸上・駅伝の練習に参加させる。
- (4) 教育活動の一環に位置づけられている地区陸上・地区駅伝の取組みについては、選手を激励する意味でも全職員で練習に参加・協力する。